

## 8 設立登記

NPO法人には、設立時に登記することが義務づけられています。これは、法人の存在、行為能力の範囲、代表権の所在など国家の公簿である登記簿に登記をして、広く社会一般に公示し、社会生活における取引の安全と円滑化を図ることを目的としているためです。

※ 登記義務を怠った場合は、法人の役員が過料に処せられます。

### (1) 登記の期間

NPO法人は、その主たる事務所の所在地において登記することにより成立します。設立の登記は、主たる事務所の所在地において~~は~~、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に~~、従たる事務所の所在地においては、設立の登記をした日から2週間以内に登記しなければなりません。~~

※ 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。

### (2) 登記事項

登記すべき事項は、次のとおりです。(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

### (3) 登記に必要な書類等

登記の際に必要な主な書類は次のとおりです。申請書の記載様式などについては、法務局のホームページ ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f\\_heading3](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3)) からダウンロードできます。

- ① 設立登記申請書 (P.59参考様式)
- ② 登記すべき事項
- ③ 定款
- ④ 法人設立認証書
- ⑤ 代表権を有する者の就任承諾書
- ⑥ 印鑑届書 等

◇登記についての問い合わせ先

【岡山地方法務局】 岡山市北区南方1丁目3-58  
 法人登記手続案内 (086) 224-5715  
 代表 (086) 224-5656  
 ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/>

### (4) 設立登記完了届出書の提出

登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立の時の財産目録を添付した設立登記完了届出書(様式第2号)を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類も提出します。

(4) 就任承諾及び誓約書（法第10条第1項第2号口関係）＜様式例及び記載例＞

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">総会の日付でよい</div> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">→</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">令和</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">年</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">月</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">日</span>										
<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 18px;">就任承諾及び誓約書</p>										
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">町名及び番地まで住民票どおり記載する</div> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">→</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">住所又は居所</span>										
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">署名(自署)又は記名押印する</div> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">→</span> <span style="font-size: 24px; vertical-align: middle;">氏名</span>										
<p>私は、（特定非営利活動法人の名称）の<b>理事（又は監事）</b>に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。</p>										
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">理事か監事のいずれかを記載</div>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第20条の要件</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">二 <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反した場合</li> <li>・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合</li> <li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第21条の要件</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="font-size: 12px;">役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> </td> </tr> </table>	<p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第20条の要件</p>	<p style="font-size: 12px;">次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p>	<p style="font-size: 12px;">一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>	<p style="font-size: 12px;">二 <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>	<p style="font-size: 12px;">三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反した場合</li> <li>・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合</li> <li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li> </ul>	<p style="font-size: 12px;">四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p>	<p style="font-size: 12px;">五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p>	<p style="font-size: 12px;">六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p>	<p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第21条の要件</p>	<p style="font-size: 12px;">役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>
<p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第20条の要件</p>										
<p style="font-size: 12px;">次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p>										
<p style="font-size: 12px;">一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>										
<p style="font-size: 12px;">二 <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p>										
<p style="font-size: 12px;">三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反した場合</li> <li>・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合</li> <li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li> </ul>										
<p style="font-size: 12px;">四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p>										
<p style="font-size: 12px;">五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p>										
<p style="font-size: 12px;">六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p>										
<p style="font-weight: bold; font-size: 12px;">特定非営利活動促進法第21条の要件</p>										
<p style="font-size: 12px;">役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>										

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、各役員の住所又は居所を証する書面のとおりに記載する。
- 3 原本は団体で保管し、謄本（コピー）を提出する。

(3) 就任承諾及び誓約書<様式・記載例>

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更のあった年月日を記載する

就任承諾及び誓約書

町名及び番地まで住民票  
どおりに記載する

→住所又は居所

氏名

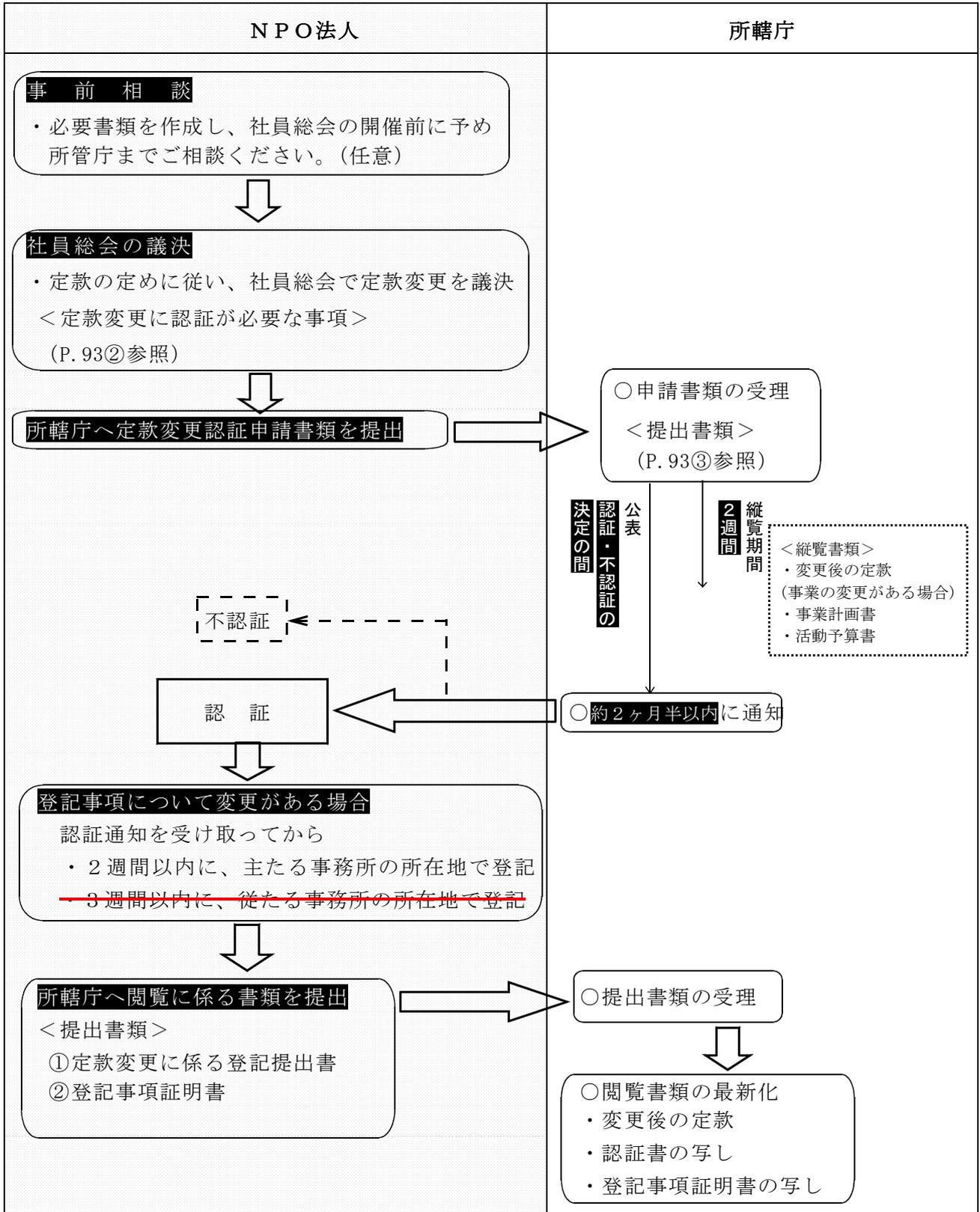
私は、(特定非営利活動法人の名称)の**理事(又は監事)**に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

<p>特定非営利活動促進法第20条の要件</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二 <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合</li> <li>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反した場合</li> <li>・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合</li> <li>・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合</li> </ul> <p>四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者</p> <p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの(精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</p>
<p>特定非営利活動促進法第21条の要件</p> <p>役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p>

【備考】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「住所又は居所」の欄には、各役員住所又は居所を証する書面のとおり記載する。
- 3 原本は法人で保管し、謄本(コピー)を提出する。

○ 認証が必要な場合  
① 手続の流れ



## ④縦覧期間中の補正

提出書類に不備があるときは、その不備が県条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（所轄庁が当該申請書を受理した日から2週間以内の場合に限りです）。補正書に補正後の提出書類を添付して提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	補正書	第1号の2		1	P.100
2	補正後の書類				

## ⑤定款変更認証後に提出する書類

登記事項に変更があった場合には、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更に係る登記提出書	第5号の2		1	P.101
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

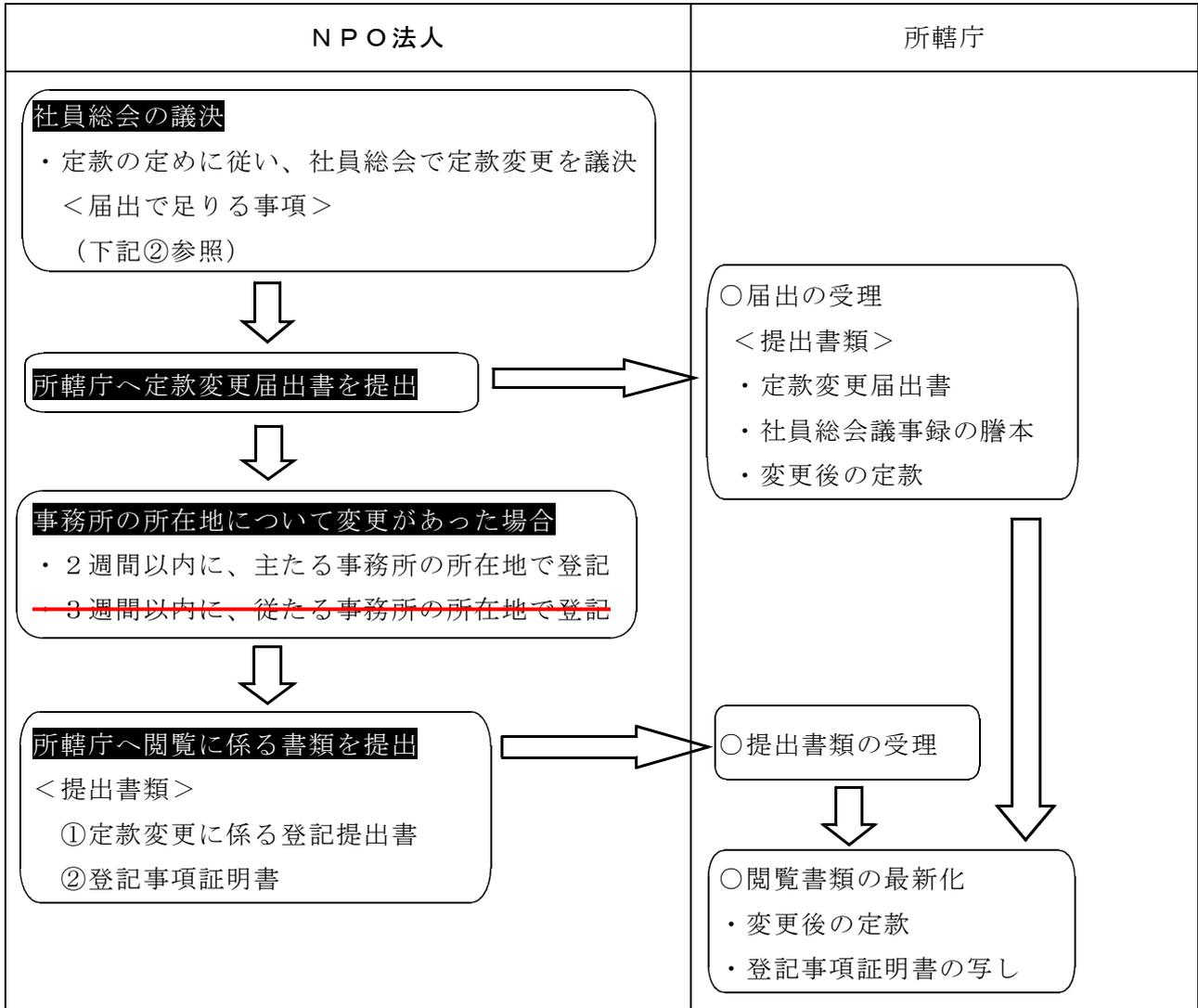
## ⑥注意事項

ア 設立の認証申請の場合と同様に、2週間の縦覧を経て、申請書受理から2ヶ月半以内に所轄庁が認証又は不認証の決定を行います。

イ 登記事項に変更が生じた場合には、認証通知が到達した日から主たる事務所の所在地においては2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記を行う必要があります。

ウ 定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じません。  
（ただし、届出で足りる事項の変更を除く。）

○ 届出が必要な場合  
① 手続の流れ



② 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされま

す。

定款の変更にあたり届出で足りる事項は次の①～⑧です。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- ② 役員の数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項

## ③ 所轄庁への届出

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更届出書	第5号		1	P.104
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本	任意		1	P.97
3	変更後の定款	〃	○	2	—

## ④ 事務所の所在地の変更に係る登記の変更に提出する書類

事務所の所在地の変更があった場合には、主たる事務所の所在地において~~は~~2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記を行う必要があります。

登記事項の変更後、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更に係る登記提出書	第5号の2		1	P.101
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

## ○ 定款変更を伴わない事務所の所在地変更についての連絡

※定款変更を伴わない事務所の所在地変更があった場合には、「定款変更届」の提出は不要ですが、事務管理の都合上必要なので、所轄庁にその旨を連絡していただくとともに、登記事項証明書の写しを1部提出してください。

※例：定款で事務所の所在地を「岡山市」と定めている法人が、所在地を岡山市北区内山下〇〇から岡山市北区南方××に変更して、登記した場合

## (2) 解散事由及び手続

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法第31条第1項)

- ① 社員総会の決議 (第1号)
  - ② 定款で定めた解散事由の発生 (第2号)
  - ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (第3号)
  - ④ 社員の欠亡 (第4号)
  - ⑤ 合併 (→P. 110) (第5号)
  - ⑥ 破産手続開始の決定 (第6号)
  - ⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し (→P. 10) (第7号)
- ①については、議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。
- ④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む。)です。
- ⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

## ◆解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。解散登記の記載内容、添付書類などの詳細は法務局で確認してください。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地において~~は~~2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事がなります。清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散届出書	第8号	1	P. 113
2	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書	官公署	1	—

## ◆解散事由③の場合の手続

上記手続を行う前に、まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散認定申請書	第7号	1	P. 112
2	事業の成功の不能を証する書面	任意	1	—

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。

以後、上記手続に同じ。

### (3) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

- |                      |            |         |
|----------------------|------------|---------|
| ・他のNPO法人             | ・国又は地方公共団体 | ・学校法人   |
| ・公益法人(公益社団法人、公益財団法人) | ・社会福祉法人    | ・更生保護法人 |

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書	第10号	1	P.115

## 2 清算の手続

### (1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地において~~は~~2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に、~~その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	清算人就任届出書	第9号	1	P.114
2	清算人就任の登記事項証明書	官公署	1	—

### (2) 清算人の職務

#### ① 現務の終了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

#### ② 債権の取立て及び債務の弁済（第31条の12）

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

#### ③ 公告（法第31条の10）

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内（2ヶ月以上）にその債権を申し出るよう催告しなければなりません。

(表決権のない場合)

**第十四条の八** 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

**第十四条の九** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の数)

**第十五条** 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

**第十六条** 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

**第十七条** 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

**第十七条の二** 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

**第十七条の三** 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

**第十七条の四** 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

**第十八条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

**第十九条** 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数格事由)

**第二十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

**第四十六条** 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

**第四十七条** 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
  - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団の構成員等
  - 一 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
  - 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
  - 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
  - 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
  - 六 次のいずれかに該当するもの
    - イ 暴力団
    - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

**第四十八条** 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

**第四十九条** 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
  - 一 名称
  - 二 代表者の氏名
  - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
  - 四 当該認定の有効期間
  - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

**第七十四条** 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

**第七十五条** 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

**第七十六条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

## 第六章 罰則

**第七十七条** 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の**拘禁刑**又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

**第七十九条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

## 4 組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄） 抜粋

(適用範囲)

**第一条** 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

**第二条** 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にならなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

**第三条** 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

**第十一条 削除**

(設立の登記の申請)

**第十六条** 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

**第二十四条** 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

**附 則（平成三〇年九月二七政令第二七〇号）**

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）**

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

<参考> 組合等登記令第二十五条において準用される商業登記法

**第十九条** 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。